

経営効率化に関する検討業務委託に係る 公募型プロポーザルによる事業者選定基準

この基準は、公募型プロポーザル方式により経営効率化に関する検討業務委託の契約候補者を決定するため、参加事業者から提出された業務提案書等の内容を、可能な限り客観的に評価するための基準として示す。

1 評価基準

項目ごとの配点は、次の表のとおり。

(評価項目及び配点)

評価項目 (大項目別)	配点
1 業務実績等	10
2 業務実施方針	15
3 業務体制等	15
4 業務に関する事項	55
5 提案見積に関する事項	5
合計	100

2 選定方法

契約候補者等の選定は、次に掲げる方法で行う。

(1) 業務提案書の内容、実施体制等について書類及びプレゼンテーション並びにヒアリングにより、審査のうえ採点し、契約候補者を選定する。

なお、採点については経営効率化に関する検討業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要領（以下「選定委員会要領」という。）第3条に規定する委員のうち、1号から6号までに掲げる者（以下「採点者」という。）が行うこととする。

(2) 見積金額の得点化方法

見積金額の評価点は、次の算式により得た数字を得点として付与する。

算式：得点＝配点×（もっとも低い見積金額÷当該事業者の見積金額）

(3) 契約候補者の選定は、採点者の採点の合計点（以下「評価基準総合点」という。）により決定する。

(4) 評価基準総合点と同じ場合は、選定委員会にて委員長及び副委員長のほか、出席委員の多数決により決定し、可否同数の時は委員長が決定する。

(5) 上記、各号に掲げる事項のほか、選定方法において必要な事項は、選定委員会が定めるものとする。

3 評価の着眼点等

上記、1 評価基準に加えて評価は主に、業務に対する理解度、説明能力、意欲、業務提案書の的確性、表現力、独創性、実施手順の妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準に評価する。また、提案内容全体として、いかに当企業団水道事業の経営効率化に向けて実現性のある提案がなされるか等の点についても考慮する。